

「スマート保安官民協議会」について

令和2年6月
経済産業省

1. 設置目的

急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなど安全性と効率性を高める新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組、いわゆるスマート保安を強力に推進することを目的とする。

2. 活動内容

- (1) スマート保安に関する基本方針等の策定（基本方針・アクションプランの策定、定期的なフォローアップ）
- (2) 企業におけるスマート保安の先進的な取組の促進、今後の課題の整理と展望の共有
- (3) 国によるスマート保安を促進する仕組みづくり、各種規制・制度の機動的な見直しや先進事例の普及

等

3. 体制

- (1) 官民のトップで構成する協議会（基本方針の策定・フォローアップ等）
- (2) 協議会の下に、電力安全分野、高圧ガス保安分野など実務レベルによる分野別の部会（アクションプランの策定、先進的な取組の促進、各種規制・制度見直しの検討等）

4. 協議会の構成員

(1) 政府側

経済産業大臣

技術総括・保安審議官（産業保安グループ長）、製造産業局長、
商務情報政策局長、資源エネルギー庁長官

(2) 企業側

業界団体（電気事業連合会、石油連盟、日本メンテナンス工業会、
エンジニアリング協会、日本電気計測器工業会、日本鉄鋼連盟、
日本ガス協会、石油化学工業協会、日本化学工業協会）の会長
保安関連団体（高圧ガス保安協会、電気保安協会全国連絡会）の会長

なお、必要に応じてその他の者の参加を求める。

5. その他

協議会の庶務は、経済産業省産業保安グループ保安課が行う。